

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	里親の認定、養育里親の登録、日常生活の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務についての基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、里親の認定、養育里親の登録、日常生活の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持ち出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において大阪府個人情報保護条例に基づく個人情報取り扱い特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

令和8年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	里親の認定、養育里親の登録、日常生活の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第一項の里親の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・児童福祉法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申し込みに対する応答に関する事務 ・児童福祉法第三十四条の十九の養育里親名簿の作成に関する事務 ・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への入所措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六条第一項・第二項) ・児童自立生活援助の実施に係る費用の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六条第二項) <p>【具体的内容】</p> <p>①里親認定にかかる業務 里親認定の申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報。 里親認定の申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報。</p> <p>②負担金負担能力認定及び徴収にかかる事務 措置児童と同一世帯に属する者に係る障がい児入所給付費・高額障がい児入所給付費・高額障がい児入所給付費又は特定入所障がい児食費等給付費の支給に関する情報、措置児童と同一世帯に属する者に係る措置に関する情報、措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障がい者手帳の交付に関する情報、措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る精神障がい者保健福祉手帳の交付に関する情報、措置児童に係る母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、措置児童を監護又は養育する者に係る児童扶養手当の支給に関する情報、措置児童又は措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報、措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る自立支援給付の支給に関する情報、措置児童の扶養義務者に係る特別児童扶養手当の支給に関する情報、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を受ける義務教育終了児童等に係る市町村民税に関する情報をマイナンバーを用いて調査し、負担金の階層区分を決定する業務の一部として活用する。</p> <p>①、②の業務をマイナンバーを利用し、負担金の階層区分を審査等における事務の省力化及び書類提出の省略化を図る。</p> <p>③他所属又は他機関からの照会に対して、定められた範囲で児童養護施設等への入所措置等に関する情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	児童相談ITナビシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童ファイル、里親ファイル、里親名簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第8の項</p> <p>○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第7条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 実施する</div> <div style="text-align: right;">2) 実施しない</div> <div style="text-align: right;">3) 未定</div>
②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11・20の項 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20・81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子ども家庭局
②所属長の役職名	子ども家庭局長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部子ども家庭局家庭支援課相談支援グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府別館 電話番号:06-6944-6675 大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-8371
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部子ども家庭局家庭支援課相談支援グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府別館 電話番号:06-6944-6675
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、個人情報を取り扱う担当者において共有している。また特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管することを徹底するなどの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童相談システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワード、静脈認証等による認証によって限定しており、アクセス可能な職員においては、年度ごとに登録することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 関連情報 1 ②事務の概要	情緒障がい児短期治療施設	児童心理治療施設	事後	法改正に伴う文言変更による
平成31年2月28日	I 関連情報 5 ②所属長	子ども室長 中岡 恭子	子ども室長	事後	様式の変更による
平成31年2月28日	I 関連情報 7 請求先	電話番号 06-6944-6318 電話番号 06-6944-6066	電話番号 06-6944-6675 電話番号 06-6944-8371	事後	番号変更による
平成31年2月28日	I 関連情報 7 請求先	大阪府庁本館1階	大阪府庁本館5階	事後	組織改編による所在の変更
平成31年2月28日	I 関連情報 8 連絡先	電話番号 06-6944-6318	電話番号 06-6944-6675	事後	番号変更による
平成31年2月28日	IV リスク対策	—	評価書に記載のとおり	事後	様式の変更による
令和5年7月28日	I 関連情報 5 ①部署	福祉部子ども室	福祉部子ども家庭局	事後	組織改編による組織名の変更
令和5年7月28日	I 関連情報 5 ②所属長	子ども室長	子ども家庭局長	事後	組織改編による所属長の変更
令和5年7月28日	I 関連情報 7 請求先	福祉部子ども室家庭支援課相談支援グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府別館7階	福祉部子ども家庭局家庭支援課相談支援グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府別館	事後	組織改編による組織名の変更等
令和5年7月28日	I 関連情報 7 請求先	大阪府府民文化部政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階	大阪府府民文化部政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館	事後	組織改編による所在の変更
令和5年7月28日	I 関連情報 8 連絡先	福祉部子ども室家庭支援課相談支援グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府別館7階	福祉部子ども家庭局家庭支援課相談支援グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府別館	事後	組織改編による組織名の変更等
令和8年2月25日	IV リスク対策	—	人手を介在させる作業	事後	様式改正に伴う追加
令和8年2月25日	IV リスク対策	—	最も優先度が高いと考えられる対策	事後	様式改正に伴う追加
令和8年2月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第九条第一項 別表第一 七の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第七条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第8の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第7条	事後	法改正に伴う対応
令和8年2月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号法別表第二の八の項、十六の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第七条、第十二条 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二の十六の項、五十七の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第十二条、第三十一条	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11・20の項 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20・81の項	事後	法改正に伴う対応